



innoventier 弁護士法人 イノベンティア 企業法務相談室

まちのしず静
第59回 弁護士(日本・ニューヨーク州)

慶応義塾大学法学部、慶応義塾大学法科大学院を経て、2007年に弁護士登録。大手法律事務所での勤務を経て、2016年11月より弁護士法人イノベンティアに勤務。2015年に米国デューク大学ロースクール法学修士(LL.M)取得、2016年にニューヨーク州弁護士登録。2015～2016年にシカゴの法律事務所に勤務し、米国内でビジネスをする日系企業へのアドバイスを携わる。主に企業をクライアントとし、知的財産法、国際法務、環境法等の分野におけるアドバイスをを行っている。

プラスチックスのリサイクルについて

【回答】プラスチックス資源循環推進法の制定

二〇二一年六月、「プラスチックスに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下「プラスチックス資源循環促進法」といいます。)が制定され、二〇二二年四月一日より施行されます。背景には、海洋プラスチックスごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化といった問題があります。

二〇二〇年七月に小売業者に対し、プラスチックス製買物袋(レジ袋)の有料化が義務付けられるようになったのは記憶に新しいことと思いますが、今回の法律は、レジ袋のようなワンウェイのプラスチックス製品のみならず、プラスチックス製品全般につき、プラスチックス廃棄物を抑制し、排出されたプラスチックス廃棄物のリサイクルを行うことを事業者、市区町村及び国民に促すものです。

この法律は、プラスチックス使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般で、あらゆる主体におけるプラスチックス資源循環の取組を促進するための措置が定められている点に特徴がありますので、以下、

設計・製造段階の施策

プラスチックス製品の設計・製造段階においては、プラスチックス製品の環境配慮設計を行うことを企業に促すための施策が定められています。環境配慮設計とは、製品のライフサイクル全般にわたって、環境への影響を考慮した設計のことをいい、例えば、プラスチックス使用量を減らす、石油ではなく植物由来のバイオマスプラスチックスを使用する、プラスチックスを分別し易い構造とするといった設計はここでいう環境配慮設計の一例です。

どのように環境配慮設計の促進を行うかとすると、まず、国は、プラスチックス製品の環境配慮設計等に関する指針を定めます。そして、プラスチックス製品の設計や製造を行う事業者は、自社が設計するプラスチックス使用製品につき、上記指針に適合していることにつき主務大臣の認定を受けることができます(認定を受けた製品を「認定プラスチックス使

今回のご相談

昨今、プラスチックスの使用を削減したり、リサイクルを進めたりするため新しい法律ができたと言われました。この法律はどのような内容なのでしょう。当社は電子機器を製造するメーカーですが、当社にもこの法律は関係するのでしょうか。

用製品」といいます。この認定を受けると、国は認定製品を優先的に調達するよう配慮するほか、事業者や国民も認定プラスチックス使用製品を使用する努力義務を負います。また、製品の認定を受けた事業者は、環境に配慮していることのアピールをすることもできます。

相談事例の会社は電子機器を製造するメーカーとのことですが、電子機器にもプラスチックスを使用している製品は多くあると思われるため、上記のような認定を受けることも視野に、自社のプラスチックスを使用した製品の設計をより環境に配慮したものできないか見直してみることが考えられるでしょう。

提供・販売段階の施策

プラスチックス使用製品の販売・提供段階においては、一定の種類(プラスチック使用製品を提供する事業者が、プラスチックス使用製品の使用の合理化のための取り組みを行うこと)が定められています。この施策の対象となる製品はフォーク、マドラー、飲料用ストロー、ヘアブラシ、衣料用ハンガーなどで、対象となる事業者は、小売店、宿泊業、クリーニング業者などです。ここでいう合理化のための取り組みは、レジ袋のように有料化に限られません。対象となる事業者は、提供する特定プラスチックス使用製品の使用の合理化に関する目標を立てた上で、提供方法を工夫(有

排出・回収・リサイクル段階の施策

プラスチックス使用製品の排出・回収・リサイクル段階においては、①市区町村の分別収集・再商品化、②製造・販売事業者等による自主回収及び再資源化及び③排出事業者の排出抑制及び再資源化等の三つの施策が定められています。

上記①の施策は主に市区町村によるプラスチックス廃棄物の回収について定めるものです。が、市区町村が事業者と協力してプラスチックス廃棄物の回収やリサイクルを行うことを可能にしているという点において、事業者にも関連します。

上記②の施策は、プラスチックス廃棄物を製品の製造や販売を行う事業者が店頭や訪問の

方法により回収することをしやすくするものです。廃棄物の回収やリサイクルは廃棄物処理法上の許可を得なければ行うことができず、事業者がリサイクルのための自主的取り組みを行うことの障害となっていました。プラスチックス資源循環促進法では規制が一部緩和されるといえます。相談事例の会社においては、こうした制度を使ってごみとなったプラスチックス製品を自主回収して再利用や再利用を行う取り組みを検討することも考えられるでしょう。

上記③の施策は、主務大臣が、プラスチックスごみの排出事業者が取り組むべき措置についての基準を策定し、指導や助言等を行うことを可能とするともに(プラスチックス使用製品産業廃棄物等の排出量が二五〇トン以上である事業者に対しては勧告及び命令も可能です)、排出事業者等が再資源化計画を作成して主務大臣の認定を受けることにより、廃棄物処理法上の業の許可を自ら排出した廃棄物の再資源化等を行うことを可能とするものです。この施策には、プラスチックスごみを排出する全ての事業者が関連します。相談事例の会社においては、工場などの事業場から排出されるプラスチックスごみの排出抑制に取り組みが必要があるほか、この制度を利用して自社で出したごみを自社でリサイクルする仕組みを作ることと検討できると思われる。



このコーナーは、飯島歩氏、藤田知美氏、町野静氏、村上友紀氏、満上武尊氏、アザマト・シャキロフ氏、平野潤氏、三品明生氏、上田亮祐氏、増田昂治氏、秦野真衣氏、中村洸介氏、神田雄氏、小和田敦子氏が交代で執筆します。